

湯沢町公共施設等総合管理計画改訂版

概要版

令和4年3月

※本概要版は、「湯沢町公共施設等総合管理計画 改訂版」を要約・抜粋したものです。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（本編 P. 32～39）

公共施設

【町民文化系施設】公民館、生活改善センター、集会所など

老朽化した施設のあり方検討、個別施設計画に基づいた適切な維持管理

【社会教育系施設】湯沢町歴史民俗資料館など

指定管理者と連携、個別施設計画に基づいた計画的に改修等を実施し、長寿命化を図る

【スポーツ・レクリエーション系施設】中央公園、大源太キャニオン青少年旅行村、湯沢高原関連施設など

「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な改修等による長寿命化の実施／施設使用料金の適正化、民間活力の導入、民間への譲渡等、今後の施設のあり方を検討／

【学校教育系施設】湯沢学園、学校給食センター

個別施設計画に基づいた計画的に改修等を実施し、長寿命化を図る／第2体育館の計画的な改修等の実施

【保健・福祉施設】湯沢町総合福祉センター、湯沢町健康増進施設

個別施設計画に基づいた適切な維持管理、今後の施設のあり方を検討

【医療施設】湯沢町保健医療センター

「町立湯沢病院改革プラン」に基づき、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理

【行政系施設】役場庁舎

災害時の拠点としての機能確保／個別施設計画に基づいた適切な維持管理

【公営住宅】大野原住宅、東山住宅、原新田住宅

個別施設計画に基づいた計画的な点検や改修等を実施し、施設の適切な維持管理に努める／大規模改修、更新、廃止、施設のあり方を検討

【公園】やまどり原公園、主水公園、土樽自然公園、滝沢公園、駅前公園など

「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全型の計画的な維持管理
指定管理者、地域住民や団体等との連携 等

【供給処理施設】資源ごみストックヤード

個別施設計画に基づいた計画的な点検や改修等を実施し、施設の適切な維持管理に努める

【その他】旧小学校、霊苑、公衆トイレなど

旧学校・保育園施設は、民間等貸与による利活用、必要最低限の維持管理／低未利用施設の有効活用 等

インフラ資産

【道路、農道、林道】

予防保全型の計画的な維持管理／個別施設計画に基づく計画的な修繕／定期的なパトロールによる点検／町道の見直しの検討／必要に応じた修繕等を実施 等

【上水道】

「湯沢町水道事業経営戦略」に基づき、適正な維持管理や修繕を行う

【橋りょう】

「湯沢町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防保全型の計画的な維持管理／定期的なパトロールによる点検／町職員の技術向上 など

【下水道】

「ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を図る

5. 推進体制（本編 P. 40～41）

全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

【全庁的な取組推進体制の構築】

●関連部署との連携／庁内検討組織の設置

【情報管理・共有】

●施設情報のデータベース化／情報の一元的な管理・共有

フォローアップの実施方針

【PDCA サイクルによる計画の推進】

●PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、本計画を着実に推進

【町民との情報共有】

●計画や取組状況を広報やホームページ等で公開

1. はじめに（本編 P. 1～4）

計画改訂の趣旨

本町では、平成29年3月に「湯沢町公共施設等総合管理計画」、令和3年3月に「公共施設等の個別施設計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進してきました。

国では個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めている状況を踏まえ、このような状況を踏まえ、「湯沢町公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。

計画期間

平成29年度(2017)から令和8年度(2026)までの10年間

※今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直し

対象範囲

湯沢町が保有する公共施設及びインフラ資産が対象

公共施設

●公民館、学校、町営住宅、町役場などの公共建築物を有する施設

インフラ資産

●道路、農道、林道、橋りょう、上水道、下水道

個別施設計画の策定状況

【個別施設計画一覧】

分類	計画名称	策定・改定年月	計画期間
公共施設	湯沢町 個別施設計画	令和3年3月	平成29年度～令和8年度
	湯沢町都市公園施設長寿命化計画	令和3年3月	令和2年～令和11年
道路	舗装の個別施設計画	平成31年3月	令和元年3月～5年間
	排水施設の個別施設計画	平成31年3月	令和元年度～令和5年度
	トンネル個別施設計画	平成29年4月	平成29年度～令和8年度
	大型カルバート個別施設計画	平成31年3月	令和元年度～令和8年度
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画	令和2年3月	令和2年度～令和11年度
下水道	ストックマネジメント計画	平成31年2月	令和元年度～令和5年度
林道	湯沢町林道施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和2年3月	令和2年度～令和11年度

過去に行った対策の概要

本計画策定後の平成29年度から令和3年度において実施した公共施設マネジメントの取組の概要

【安全確保、点検・診断の取組】

不具合箇所の修繕や応急措置等／定期点検、保守点検等の実施／健全度を評価 など

【維持管理等に関する取組】

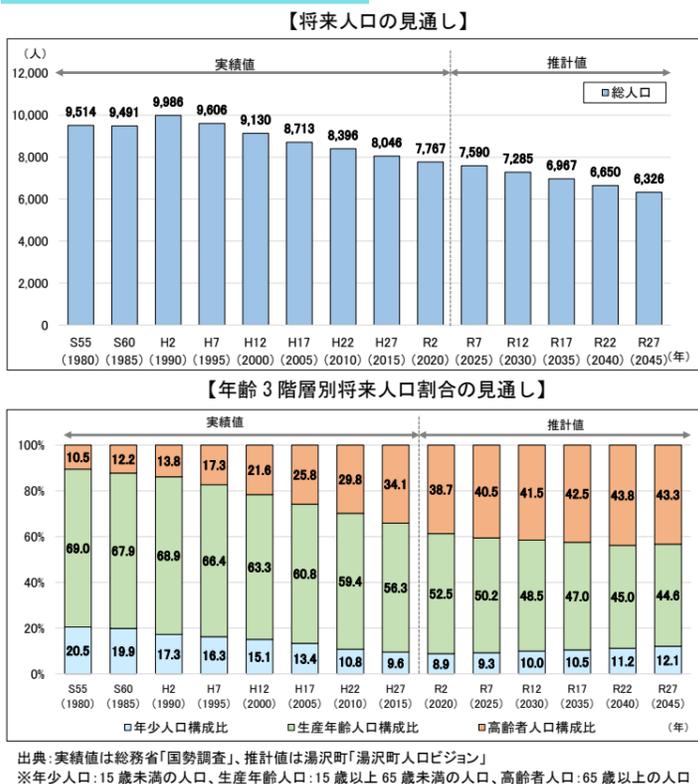
施設の機能の維持・向上等を目的に大規模改修等を実施 など

【統合や廃止の取組】

老人憩いの家「やすらぎ荘」など

2. 公共施設等の現状及び将来の見通し (本編 P. 4~24)

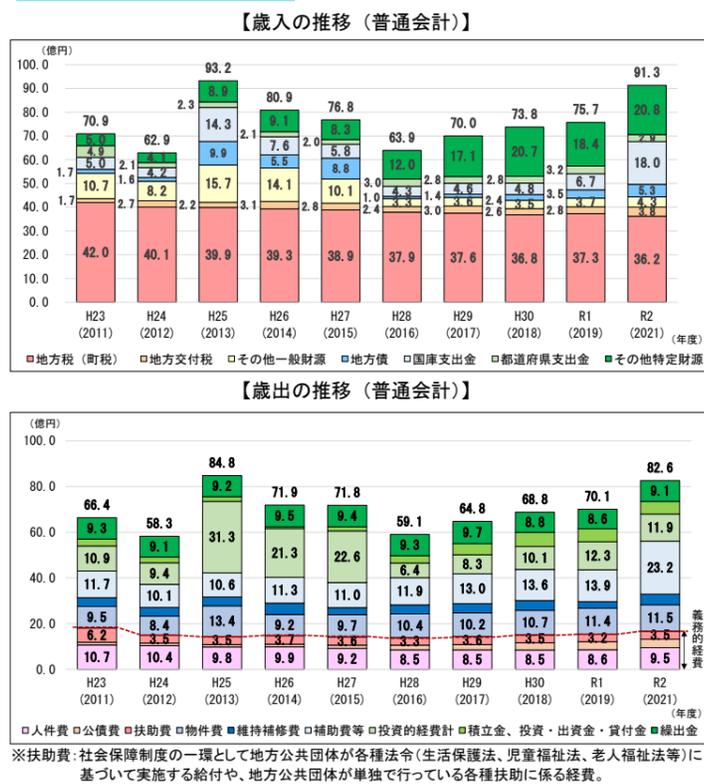
人口減少・高齢化の進行



- 人口減少が進み、令和2年の約7.8千人から、**令和27年には約6.3千人まで減少**の見込み
- 今後も高齢化が進行、**人口構造が変化**の見込み

- 人口構造の変化などによる需要の変化や地域特性などに対応した施設の規模や配置などの適正化が必要

厳しい財政見通し



- 歳入:生産年齢人口の減少が見込まれ、**地方税収入は一層減少**していくと予想される
- 歳出:高齢化の進行などに伴う扶助費の増加などにより、**公共施設等の整備に要する経費を、現在の水準で維持することが困難**となる見込み

厳しい財政状況への対応

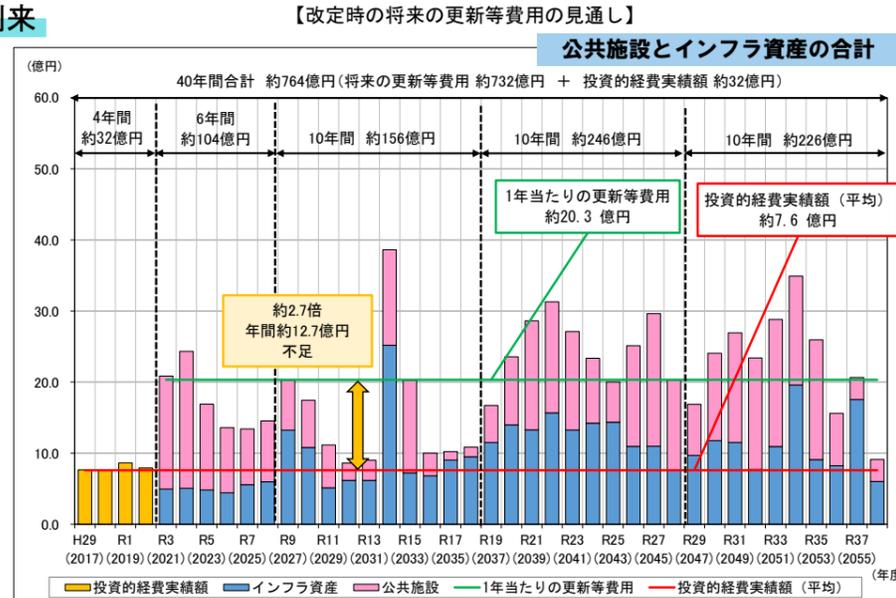
- 今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保が必要

公共施設等の老朽化と更新等時期の到来

【公共施設等の保有状況】

分類	種別	数量
公共施設		81 施設 87,586 m ²
道路	一級町道	22.5 km 204,952 m ²
	二級町道	33.1 km 190,681 m ²
	その他の町道	106.6 km 507,865 m ²
計		162.2 km 903,498 m ²
橋りょう		106 橋 2.3 km 18,355 m ²
上水道	管路	158.7 km
	上水処理施設	43 施設 753 m ²
下水道	管路	102.6 km
	下水処理施設	5 施設 7,140 m ²
農道		22.3 km
林道		15.3 km
		47,404 m ²

令和2年度末時点調査



改定時の将来の更新等費用の見通し
 36年間:約732億円
 年平均:約20億円

個別施設計画の効果を反映

長寿命化の対策等を実施した場合の更新等費用
 36年間:約552億円
 年平均:約15.3億円

- これまで多くの公共施設を整備。現在、81施設(延床面積:約8.8万m²)を保有
- 建築後の経過年数が30年以上の公共施設は約5.5万m²(全体の約63%)であり、老朽化が進行
- インフラ資産は、道路、橋りょう、上下水道などがあり、老朽化が進行
- 今後、多くの老朽化した施設の更新等(建替えや大規模改修など)の時期が到来
- すべての公共施設等を保有し続ける場合、令和3~38年度までの36年間にかかる更新等費用の推計額は約732億円(約20.3億円/年)が投資的経費実績額(約7.6億円/年)の約2.7倍**
- 長寿命化の対策等を実施した場合でも投資的経費実績額との差額が約7.7億円/年と推計される**
- 施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定される

施設の老朽化への対応

- 施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化が必要

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 (本編 P.25~31)

公共施設等マネジメントの基本方針

基本方針1:施設の規模や配置の適正

- 将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民ニーズ、財政事情などを勘案し、**施設の規模や配置を適正化**

基本方針2:コストの縮減と財源確保

- 民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分等の様々な取組により、**施設の維持管理や運営にかかるコスト縮減と財源確保**

基本方針3:SDGsの達成につながる取組の推進

- 脱炭素化の推進など**世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進**することで、**持続可能なまちづくりと地域活性化**を目指す

基本方針4:計画的な施設の保全

- 予防保全型の計画的な維持管理**により、**施設の安全性や性能を確保**するとともに、**更新や改修にかかる費用を抑制・平準化**し、財政負担を軽減

【公共施設等の保有量適正化の方針】

<公共施設>

- 新規整備は抑制し、必要最低限とする。
- 既存の未利用施設や未利用スペースを積極的に活用する。
- 町が保有する必要性が低い施設については、民間等への譲渡を検討し、老朽化し、活用が見込めない施設は除却する。
- 施設の更新等の際には、適宜、集約化、複合化、減築などを行い、全体の延床面積を減らす。

<インフラ資産>

- 予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指す。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1)点検・診断等の実施方針

- 計画的な点検・診断の実施
- メンテナンスサイクルの構築

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 予防保全型の維持管理
- 計画的な更新等の実施
- 時代の要請や住民需要への対応
- 効率的・効果的な維持管理・運営

(3)安全確保の実施方針

- 劣化や損傷等への措置
- 施設の除却等の措置

(4)耐震化の実施方針

- 耐震化の推進

(5)長寿命化の実施方針

- 長寿命化の推進

(6)ユニバーサルデザイン化の方針

- だれにでも利用しやすい施設整備の推進
- 効率的・効果的なユニバーサルデザイン化

(7)統合や廃止の推進方針

- 施設総量の適正化(計画的な更新、統合、廃止等)

(8)未利用財産等の活用や処分に関する方針

- 施設総量の適正化(計画的な更新、統合、廃止等)

(9)総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

- 職員の意識啓発や技術向上
- 補助制度等の活用
- 広域連携
- 民間事業者との連携
- 住民との協働・連携
- 受益者負担の適正化
- 施設等の有効活用による財源確保